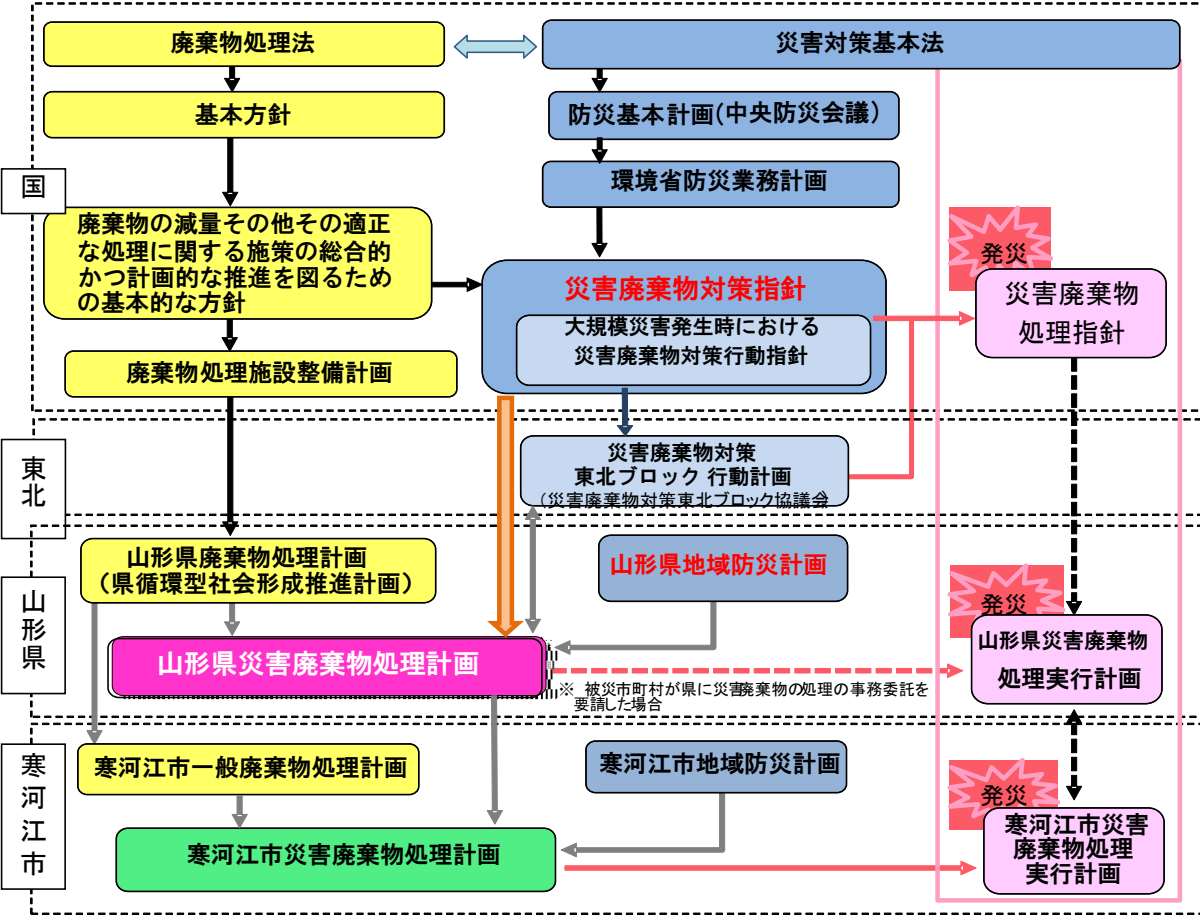
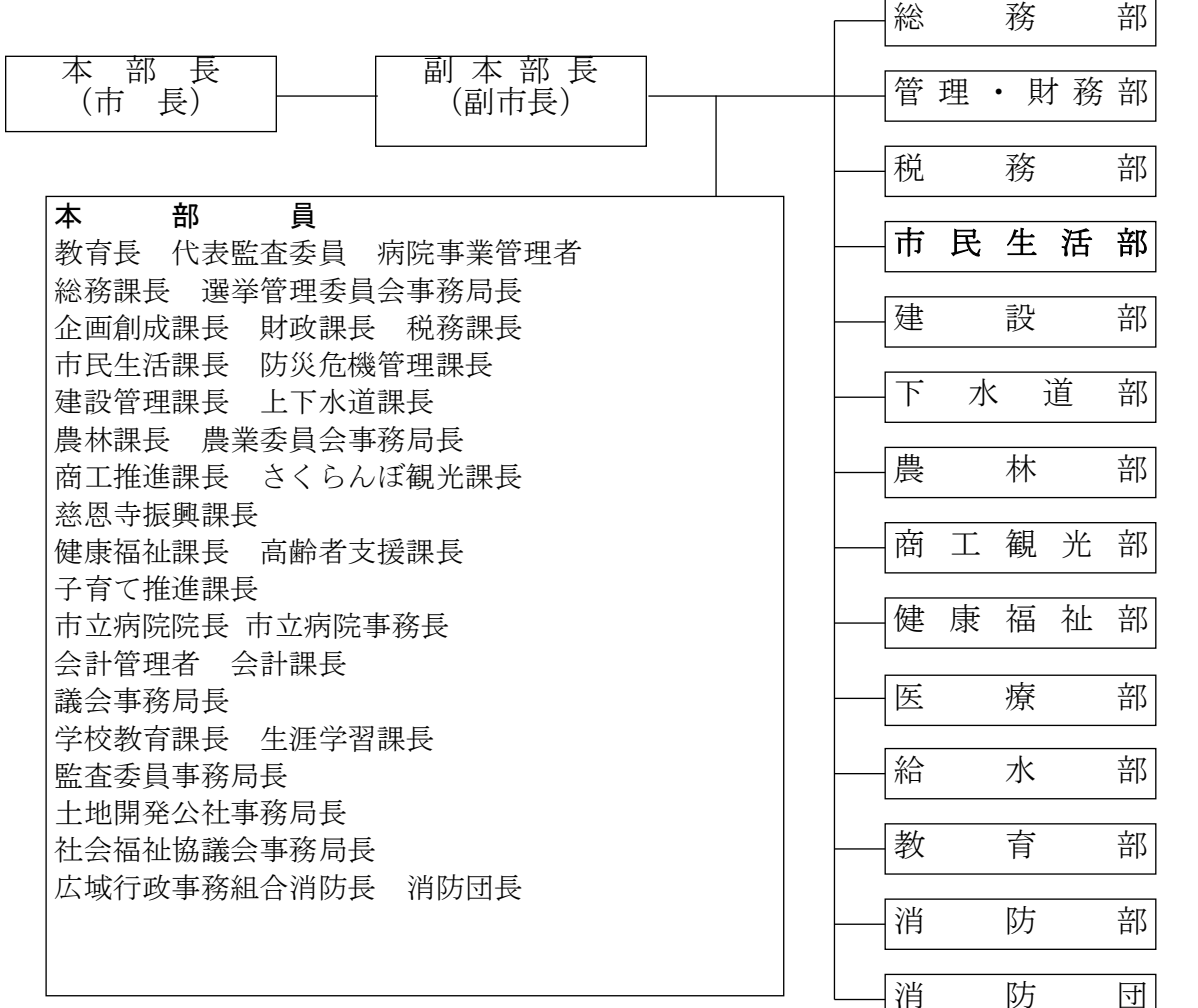


寒河江市災害廃棄物処理計画の概要

第1章 総則	第2章 災害廃棄物対策	第3章 災害廃棄物処理								
<p>目的</p> <p>地震災害等の自然災害が発生した際、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、市民の生活環境保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資する。</p> <p>基本的事項</p> <p>【計画の位置付け】</p>  <p>【対象となる災害】 大規模地震や豪雨による災害、その他自然災害を対象とする。(=大規模な災害)</p> <p>【対象となる廃棄物】 自然災害により発生した災害廃棄物や避難所ごみ、し尿等</p> <p>【大規模な災害による被害想定(最大規模)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形盆地断層帯地震 <table border="1" data-bbox="192 1491 697 1564"> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>293,568 t</td> </tr> <tr> <td>仮置場必要面積</td> <td>131,703㎡</td> </tr> </table> 河川氾濫(最上川、寒河江川、沼川の全てが氾濫した場合) <table border="1" data-bbox="192 1627 697 1701"> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>54,782 t</td> </tr> <tr> <td>仮置場必要面積</td> <td>39,417㎡</td> </tr> </table> 	災害廃棄物	293,568 t	仮置場必要面積	131,703㎡	災害廃棄物	54,782 t	仮置場必要面積	39,417㎡	<p>処理主体</p> <p>寒河江市が実施することを基本とする。 ※対応が困難な場合は他市町村や山形県等広域処理に向けて調整する。</p> <p>組織体制・指揮命令系統</p> <p>寒河江市地域防災計画で定める組織体制</p>  <p>情報収集及び連絡体制</p> <p>災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況等を情報収集し、一元管理を行う。連絡体制は、携帯電話や移動型防災無線等で行う。</p> <p>収集運搬・処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時、施設の被災状況を確認する。 仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等備蓄し発災時のし尿処理体制を構築する。 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬を発災後、3~4日で開始することを目標に収集運搬体制を整備する。 	<p>災害廃棄物処理</p> <p>【災害廃棄物発生量】 建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。</p> <p>【処理可能量】 寒河江地区クリーンセンターで処理し、処理可能量を超える廃棄物の処理については、県に広域処理を要請していく。</p> <p>【処理フロー】 災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に処理方針を決定する。</p> <p>【仮置場の設置】 平常時において、仮置場候補地について検討を行い、発災後は災害発生場所や規模に応じて市災害対策本部において調整し決定する。</p> <p>【最終処分】 最終処分量を最小化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。資源化や焼却できない災害廃棄物は埋め立てるために最終処分場の確保を行う。</p> <p>【広域処理】 市内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な相互協力体制を構築する。</p> <p>第4章 その他</p> <p>その他</p> <p>【自衛隊・警察・消防との連携】 迅速な人命救助のために、道路上の災害廃棄物を撤去する必要があるため、自衛隊、警察、消防と災害廃棄物収集体制等情報を共有する。</p> <p>【都道府県・国の支援】 県が締結している協定、国の災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に基づく相互協力体制により支援を要請する。</p> <p>【地方公共団体間の支援】 広域応援・受援に係る内容を予め定め、必要な準備を整える。</p> <p>【市民等への啓発・広報】 仮置場の周知、腐敗性廃棄物等の排出方法、便乗ごみの排出禁止、混乱に乗じた不法投棄等の禁止について市民等へ向け啓発等を継続的に行う。</p>
災害廃棄物	293,568 t									
仮置場必要面積	131,703㎡									
災害廃棄物	54,782 t									
仮置場必要面積	39,417㎡									